

公 示

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示にかかる事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取において陳述をしようとする者は、公示の日から 1 0 日以内に、下記の事項を記載した意見の聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

中部運輸局長

中 村 広 樹

事 案 の 公 示

(公示番号第97号)

〔 令 和 7 年 1 1 月 1 7 日 公 示 〕
中 部 運 輸 局

件 名 一 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 の 基 本 的
運 賃 料 金 に 関 す る 認 可 申 請

事 案 番 号	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	事 案 の 概 要	適 用 する 営 業 区 域	備 考
A-423	岐阜交通東部 株式会社	次に掲げる運賃及び料金の適用方法の変更 遠距離割引 <新> (a) 遠距離割引は、距離制運賃で<u>9,000円</u>を超える運送について、適用する。 (b) 遠距離割引の運賃等の額は、タクシーメーター器表示額のうち<u>9,000円</u>と、これを超える額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。 1割引 <旧> (a) 遠距離割引は、距離制運賃で<u>5,000円</u>を超える運送について、適用する。 (b) 遠距離割引の運賃等の額は、タクシーメーター器表示額のうち<u>5,000円</u>と、これを超える額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。 1割引 高齢者割引 <新> (a) 高齢者割引は、高齢者割引を受ける目的で予め登録を受けた<u>80歳以上</u>の者に適用する。 (b) 運賃等の割引は、登録を受けた高齢者自身が乗車した区間又は時間に適用する。 (c) 運賃等の額は、タクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。 1割引 <旧> (a) 高齢者割引は、高齢者割引を受ける目的で予め登録を受けた<u>70歳以上</u>の者に適用する。 (b) 運賃等の割引は、登録を受けた高齢者自身が乗車した区間又は時間に適用する。 (c) 運賃等の額は、タクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。 1割引	岐阜交通圏 美濃・可児交通圏 (岐阜地区：旧岐阜地区)	